

令和7年3月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和7年3月10日（月） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、
榮恵、松永雄治、福永哲夫、松本誠一、松本一幸、中津芳春、吉田三十志

農業委員欠席者：齊藤進、西岡千秋、藤瀬信行

事務局出席者：永田智紀、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 永田智紀

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、松永雄治委員、福永哲夫委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 32 号 農地法第3条の届出について
- (2) 報告第 33 号 農地法第4条の届出について
- (3) 議案第 46 号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第 47 号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第 48 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (6) 議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画承認申請について
- (7) 議案第 50 号 農用地利用集積等促進計画（更新・再配分）について
- (8) 議案第 51 号 春の農作業基準賃金について
- (7) 議案第 52 号 農地法第52条の情報提供について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第32号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第32号農地法第3条の規定による届出の通知が3件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。報告第32号農地法第3条の規定による届出を3件ご報告をいたします。

申請番号1番です。所在は下六嘉地区および上六嘉地区。地目については田が2筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は2ページになります。申請番号2番です。所在は上島地区。地目については田が4筆と畑が1筆の計5筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は3ページになります。申請番号3番です。所在は上島地区。地目については田が3筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第33号 農地法第4条の届出について

(議長) 続きまして、報告第33号農地法第4条の届出が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は4ページになります。報告第33号農地法第4条の届出を1件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は鯉地区。農振地域外の畑が1筆で、面積は記載の通りとなっております。申請人は記載の通りです。転用事由については個人住宅への進入路となっております。

5 ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。
事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま、事務局より説明のありました案件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第 4 6 号 農地法第 3 条の許可申請について

(議 長) 続きまして、議案第 4 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請が 3 件ございます。申請番号 1 番について、事務局の説明をお願いいたします。

(事 務 局) はい。資料は 6 ページになります。議案第 4 6 号農地法第 3 条の許可申請が 3 件ございます。

申請番号 1 番です。無償による所有権移転の案件です。所在は上島地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては贈与による所有権の移転となっております。7 ページに申請地の位置図、8 ページに現地の写真を載せております。9 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。
事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委 員) ありません。(委員一同)

(議 長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員一同挙手)

(議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。
続きまして、申請番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 1 0 ページになります。申請番号 2 番です。有償による所有権移転の案件です。所在は井寺地区。農振地域外の田が 1 筆と農振農用地の田が 1 筆の計 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲

受人については記載の通りです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。11ページと12ページに申請地の位置図、13ページに現地の写真を載せております。14ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。
続きまして、申請番号3番について事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は15ページになります。申請番号3番です。有償による所有権移転の案件です。所在は北甘木地区。農振地域内農用地区域外の畑が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。16ページに申請地の位置図、17ページに現地の写真を載せております。18ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員一同挙手)

(議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 47 号 農地法第 5 条の許可申請について

(議 長) 続きまして、議案第 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請が 1 件ございます。事務局の説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 19 ページになります。議案第 47 号農地法第 5 条の許可申請が 1 件ございます。申請番号 1 番です。所在は北甘木地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆、面積は記載の通りとなっております。譲渡人・譲受人については記載の通りです。申請事由は建築条件付売買予定地となります。20 ページに位置図、21 ページに土地利用計画図を載せております。給水につきましては井戸ボーリング、雨水におきましては集水桝を設置し、東側水路への放流、生活雑排水につきましては合併浄化槽の設置となります。22 ページをご覧ください。始末書をご提出いただいております。一読いたします。…23 ページに現地の写真を載せております。事務局からは以上でございます。

(議 長) 続きまして、地元委員であります森田委員から報告をお願いします。

(森田委員) 2 月 28 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、10 ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第 2 種農地になると思われます。
また申請地は雑種地となっており、今回、追認案件として申請されております。
隣接地に農地はなく、境界部分には空洞ブロックを新設されるため、支障はないものと思われます。
建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。
委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議 長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事 務 局) 資料は 24 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄を

ご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的は建築条件付売買予定地となります。農地区分と転用目的は適当、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性もあり、計画面積の妥当性も適当と判断しております。また、周辺の農地等にかかる営農条件への支障もないものと認められます。よって総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第48号 農用地利用集積計画承認について

(議長) 続きまして、議案第48号基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が1件ございます。申請番号1番について事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は25ページになります。、議案第48号基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が1件ございます。
申請番号1番です。所在は上仲間地区。農振農用地の田が3筆、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。26ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第49号 農用地利用集積等促進計画承認について

(議長) 続きまして、議案第49号農用地利用集積等促進計画の承認申請が3件ございます。まず申請番号1番になりますが、山内委員の案件になりますので、山内委員の退席をお願いします。

(山内委員退室)

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は27ページになります。議案第49号農用地利用集積等促進計画の承認申請が3件ございます。

申請番号1番です。所在は上仲間地区。農振農用地の田が4筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については使用貸借権の新規設定。期間は令和7年3月31日から令和17年3月30日となっております。28ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。山内委員の入室を許可します。

(山内委員入室)

山内委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(山内委員) どうもありがとうございました。

続きまして、申請番号２番と３番につきましては事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）はい。資料は２９ページになります。申請番号２番です。所在は上島地区。農振農用地の田が５筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和７年５月１日から令和１２年４月３０日となっております。３０ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は３１ページになります。申請番号３番です。所在は北甘木地区及び下六嘉地区。農振地域内農用地区域外の田が１筆と畑が４筆、および農振農用地の田が１筆の計６筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権及び使用貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和７年４月１日から令和１２年３月３１日となっております。３２ページと３３ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

（議長）ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（委員）（委員全員挙手）

（議長）ありがとうございます。挙手の結果、２件を賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第５０号 農用地利用集積等促進計画（更新・再配分）について

（議長）続きまして、議案第５０号農用地利用集積等促進計画（更新・再配分）の承認申請が３件ございます。まず申請番号１番から３番につきまして事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますので、よろしく

お願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

（事務局）はい。資料は３４ページになります。議案第５０号農用地利用集積等促進計画（更新・再配分）の承認申請が３件ございます。

申請番号１番です。所在は上島地区。農振農用地の田が４筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は令和７年４月１日から令和１２年３月３１日となっております。３５ページと３６ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は３７ページになります。申請番号２番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が６筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は令和７年４月１日から令和１２年３月３１日となっております。３８ページと３９ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は４０ページになります。申請番号３番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が１筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。利用目的については使用貸借権の再配分。期間は令和７年５月１日から令和１２年４月３０日となっております。４１ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

（議長）ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（委員）（委員全員挙手）

（議長）ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第５１号 令和７年度春の農作業基準賃金について

（議長）続きまして、議案第５１号 令和７年度春の農作業基準賃金について、事務

局から説明をお願いします。

（事務局）はい、資料は４３ページになります。資料の左側に令和６年度の春の農作業基準賃金の単価を載せております。令和７年度に変更が必要な賃金単価等があればご意見をお願いします。また、一般作業（日当）については、熊本県が定める最低賃金の改正に伴い、８時間の作業だと最低でも７，６００円以上の基準賃金の設定が必要になります。

嘉島町では、各生産組合やかしま広域農場で実施している基準単価等もございますが、あくまで個人間での農作業委託の目安ということで、各町で設定して公表することとなります。

ご審議の程、よろしくお願いします。

（議長）ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（委員）（委員全員挙手）

（議長）ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

○議案第５２号 農地法第５２条の情報提供について

（議長）続きまして、議案第５２号 農地法第５２条の情報提供について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）はい、資料は４５ページになります。農地の賃借料の情報提供について、という事で、平成２１年度の農地法の改正により、標準小作料が廃止されたことに伴い、農用地利用集積計画により契約されている賃借料については、当事者間で定める必要がある為、実勢価格としての賃借料情報を提供する必要があります。資料には令和６年１月から１２月までの平均単価を記載しております。田の平均額が１４，６０７円、畑の平均額が６，５７８円、物納の平均が７７kgとなっております。

なお、「春の農作業基準賃金」と「農地の賃借料情報」については、各区長様

を通じて、農家小組合長から周知回覧を予定しております。
ご審議の程、よろしくお願いします。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は辞令交付式が4月1日の火曜10時00分からとなります。
他になければ、これを持ちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和7年3月10日

会長 下 田 司

委員 松 永 雄 治

委員 福 永 哲 夫